INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド PATWORLD®

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 65 2009年11月17日

台湾特許法改正について

今般、台湾特許庁(経済部知的財産局)は、特許法(実用新案、意匠に係る規定を含む)改正草案(以下、「改正法」という。)を2009年08月05日に経済部に提出しました。大幅な法改正であるため、経済部、行政院及び立法院の審議を経て、立法化される時期は早くても2010年半ば以降になると思われます。

その主な改正点を下記のとおり、ご案内致します。

なお、詳しい情報につきましては、追ってお知らせ申し上げます。

記

1. 共同出願人(又は共同権利者)の内の一者がその権利持分を放棄する場合は、その権利持分は他の共同出願人(又は共同権利者)に帰属する。
2. 出願人(発明者を含む)の自己による刊行物発表を新規性喪失例外規定の適用事由に追加する。
3. 動植物に係る発明を不特許事由から除き特許保護を認める。但し、治療又は外科手術方法については疾病に係るか否かを問わず、不特許事由のままとする。
4. 特許請求範囲を、発明の明細書と同様に独立した書類であると規定すると共に、新規出願に必要な書類から発明者(考案者・創作者)による譲渡書を除外する。
5. 二カ国間の相互主義により承認された外国寄託機関における微生物寄託に基づき、同一微生物の国内寄託義務を免除する。なお、微生物寄託証明の補充可能な法定期間は、出願日から4ヶ月(優先権主張がある場合は、優先日から16ヶ月)に延長される。
6. 特許出願又は実用新案出願における優先権証明書の補充期間を、優先日から16ヶ月(意匠の場合は、優先日から10ヶ月)に改め、最先の優先日から16ヶ月(意匠の場合は、優先日から10ヶ月)以内に追加優先権の上申を認める。
7. 同一出願人、同一発明、同日出願の場合の特許出願と実用新案出願との二重出願制度を導入する。但し、特許出願は、その特許付与査定を受ける前に、その実用新案権が消滅したときは、特許を受けることができない。
8. 特許出願の分割出願可能な時期については、初審査の特許付与査定書の送達日から30日以内であれば分割出願を行うことができるように緩和される。但し、原出願はその特許付与査定時の内容(特許請求の範囲及び必要図面)で特許公告される。なお、実用新案出願又は意匠出願の分割出願は、登録査定前であれば、何時でもできる。(経過措置:改正法施行時において既に

初審査の特許付与査定書が送達されている特許出願は、その特許付与査定書の送達日から30日以内に分割出願を行うことができる。）

9. 特許出願の発明内容の補正時期は、実体審査開始の前であれば、何時でも補正が可能であると緩和されるが、実体審査開始後においては指令での指定期間に限られる。
10. 特許出願の補正可能な範囲は、外国語明細書による出願の場合は、その誤訳による補正が可能になる。なお、特許付与後については、その補正が誤訳によるものであっても、特許公告時における権利範囲を超えない範囲内の訂正に限られる。それらの違反は特許無効事由に該当する。
11. 出願時に提出の外国語明細書を補正してはならず、その外国語明細書の内容を超えない範囲内でその対応の現地語（中文）明細書についてのみ補正を行うことができる。
12. 再審査請求及び変更出願可能の期間は、初審査の拒絶査定書の送達日から60日であったのを、2ヶ月に改める。但し、実用新案出願からの変更出願の場合は、拒絶査定書の送達日から30日に改める。
13. 出願人若しくは特許（実用新案・意匠）権者の故意でない登録料（及び第1年度年金を含む）の未納付に対する追納制度（追納期間の6ヶ月内に登録料及び2倍の第1年度年金を納付することによる権利の回復措置）を導入する。
14. 第2年度以降の年金の追納期間における納付額は、倍額であったが、遅延の月単位に基づく20%追徴金加算（最高額は当該年金の2倍）による算出を採用し、且つ権利者の故意でない未納付で権利消滅した場合、追納期間の満了後に1年以内に該当する年金の3倍額を納付することで権利回復を請求することができるようになる。
15. 医薬品・農薬品の特許期間延長制度においては、承認を受けるために特許公告後に2年間以上要するという制約を削除する。
16. 国際消尽原則を採用するほかに、特許権の及ばない範囲は、薬事法に定める薬品の承認を受けることを目的とする研究、試験及びその必要な行為に拡大する。
17. 専用実施権者が別途の約定がある場合を除き、特許権者及び第三者による実施を排除できる法律的効果を明確に規定する。
18. 職権による特許権無効審判請求制度を廃止し、そのかわりに、審理の併合並びに職権探知主義に基づく職権審理を導入する。
19. 特許権無効審判請求は、請求項毎に行うことができるよう改める。
20. ドーハ宣言及びWTO総理事会決議に基づく発展途上国における公共健康を目的とする医薬品の強制実施権を規定する。
21. 特許権者の挙証責任を軽減するため、その特許実施によって得られる実施料に相当する額を、特許権侵害に係る損害賠償額の算出基準に加える。また、損害賠償額は、損害額の3倍を超えてはならないという上限をなくす。
22. 特許表示しなければ損害賠償を請求できないという制限を廃止する。
23. 部分意匠、コンピューター画面上のアイコン及びGUI（グラフィックユーザーインターフェース）を意匠保護の対象に追加する。（経過措置：現行法に基づく意匠出願は物品の部分意匠に該当し、改正法施行時に未だ登録査定を受けていない場合は、改正法施行日から3ヶ月以内に部分意匠への変更出願を行うことができる。）
24. 連合意匠制度を廃止し、そのかわりに関連意匠制度を導入する。併せて組物意匠制度も導入される。（経過措置：現行法に基づく連合意匠出願は、改正法施行時に未だ登録査定を受けていない場合は、改正法施行日から3ヶ月以内に関連意匠への変更出願を行うことができる。）
25. 外国語明細書による新規出願の仮出願制度は現行法と同様に可能であるが、認められる外国語の言語は、関係主務官庁によって別途決定される。

以上